

別表第2（第7条関係）
訪問介護相当サービス単位数表

サービス内容	算定項目		単位数	算定単位	
訪問介護相当サービスⅠ	イ 訪問介護相当サービス費（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2 （週1回程度） 1,168単位		1,168	1月につき
訪問介護相当サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
訪問介護相当サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,051	
訪問介護相当サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736	
訪問介護相当サービスⅠ日割	ロ 訪問介護相当サービス費（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2 （週1回程度） 38単位		38	1日につき
訪問介護相当サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	
訪問介護相当サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	34	
訪問介護相当サービスⅠ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24	
訪問介護相当サービスⅡ	ロ 訪問介護相当サービス費（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2 （週2回程度） 2,335単位		2,335	1月につき
訪問介護相当サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
訪問介護相当サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,102	
訪問介護相当サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
訪問介護相当サービスⅡ日割	ロ 訪問介護相当サービス費（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2 （週2回程度） 77単位		77	1日につき
訪問介護相当サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	
訪問介護相当サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	69	
訪問介護相当サービスⅡ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49	

訪問介護相当サービスⅢ	ハ 訪問介護相当サービス費(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,704単位		3,704	1月につき
訪問介護相当サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
訪問介護相当サービスⅢ・同一				3,334	
訪問介護相当サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
訪問介護相当サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122単位			122	1日につき
訪問介護相当サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	
訪問介護相当サービスⅢ日割・同一				110	
訪問介護相当サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	
訪問介護相当サービス特別地域加算	ニ 特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき
訪問介護相当サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1日につき
訪問介護相当サービス小規模事業所加算	ホ 中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき
訪問介護相当サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき
訪問介護相当サービス中山間地域等提供加算	ヘ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
訪問介護相当サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき
訪問介護相当サービス初回加算	ト 初回加算		200単位加算	200	
訪問介護相当サービス生活機能向上加算	チ 生活機能向上連携加算		100単位加算	100	

訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の137/1000 加算		1月につき
訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の100/1000 加算		
訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の55/1000 加算		
訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)で算定した単位数の 90%加算		
訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)で算定した単位数の 80%加算		
<p>（備考）以上に掲げる他は、改正前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号。平成29年4月1日施行後分。）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知。）に準ずるものとする。</p>				

別表第3（第7条関係）

訪問型サービスAサービス単位数表

サービス内容	算定項目		単位数	算定単位
訪問型サービスAⅠ	イ 訪問型サービスA費（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週2回まで）（提供時間が30分以下） 100単位	100	1回につき
訪問型サービスAⅡ	ロ 訪問型サービスA費（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回まで）（提供時間が30分を超え60分以下） 200単位	200	1回につき